

平成 30 年 5 月 16 日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称） に対する意見

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

介護保険制度における事業所の指定申請の業務に関しては、都道府県及び市町村に対して行うものであり、高度なコンプライアンスが担保されているべきものと言えます。また、事業所指定については、更新制も導入されていることから、小規模の介護サービス事業所においては、事務作業は大きな負担になっています。改正省令案では、居宅介護支援事業所を含む事業所の管理者の経歴の提出も削除される予定です。このため、今後は、管理者の質の向上や適任者の配置について事業所の責任がより重くなると言えます。当協会としては、居宅介護支援事業所におけるケアマネジメントの質の確保を目指して、公正中立な事業所運営や利用者本位を理解した管理者の養成に向けて、会議や研修会において、しっかり会員へ周知していきたいと考えています。

今回、自治体へのアンケート調査等を踏まえ、削除することとされた書類は、いずれも申請時の負担になっており、削除することで業務省力化の一助になります。サービスの質の向上及びサービス提供体制の効率化が期待されることから、当協会としては改正省令案に賛同致します。

さらに、指定・更新申請における電子申請の推進や、実地指導等の際のファイル閲覧など紙媒体以外の方法で確認、実施する等、保険者等における ICT 化に向けた具体的な取り組みがなされることが重要であると考えます。自治体間で取り組みや認識に大きなばらつきが生じることのないよう、徹底をお願い致します。

以上